第 242 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 6 年 12 月 25 日(水) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 30 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (38名)

3番 藤原 寿成	4番 藤原 康正	5番 岩田 孝史	6番 古田川光彦
7番 永濱 孝之	8番 安部 治美	9番 石原 博	10番 高橋 正敏
11番 藤原 克巳	12番 和久利 勝	13番 石原 敬士	14番 和久利 健
15番 立石 覚	16番 大坂 茂	17番 安部 傭造	18番 金倉 弘美
19番 藤井 卓	20番 八澤 幹夫	21番 森合 健一	22番 藤原 昭則
24番 佐藤 昌利	26番 賀元 亨	28番 藤原 修	29番 藤原 功
30番 山田 幸則	31番 白名 貴美子	32番 嵐谷 行徳	33番 新田 昭喜
34番 卜藏 秀夫	35番 浅野 保男	36番 川西 雄二	37番 小池 俊彦
38番 堀尾 敏久	39番 大塚 真人	40番 安部 秀男	41番 梅木 達也
42番 松島 昭夫	43番 原田 二朗		

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　石原ゆう子

5. 欠席委員 (5名)

1番 恩田 洋一	2番 石原 隆幸	23番 渡部 雅一	25番 石原 宏二
27番 若月 勝久			

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　報告第１号　農地の合意解約に関する届け出について
報告第２号　農用地の形状変更に関する届け出について
議案第１号　非農地証明交付申請の承認について
議案第２号　農地法第３条の規定による許可の取消について
議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第４号　農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・一括方式）
議案第５号　農用地利用集積計画の承認について（利用権の設定）
その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第242回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1番　恩田委員、2番　石原委員。出席者は18名中16名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は、23番、25番、27番の3名が欠席となっています。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、10番　高橋委員、11番　藤原委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和6年12月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，594㎡他で3,061㎡。賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。賃借人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和6年12月6日。解約の理由、双方の合意による。 番号2、農地の所在　□□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，377㎡他で3，630㎡。賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。賃借人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。解約届出日　令和6年12月3日、解約成立日　令和6年11月20日、土地引渡時期令和6年12月3日。解約の理由、双方の合意による。 番号3、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，105㎡。賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。賃借人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和6年11月28日。解約の理由、双方の合意による。 番号4、農地の所在　□□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積271㎡他で5，645㎡。賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。賃借人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和6年11月13日。解約の理由、双方の合意による 番号5及び6は中間管理事業の賃貸借の合意解約ですので、あわせて説明させていただきます。 番号5、農地の所在　□□□□番、外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，953㎡他で11，299㎡。賃貸人氏名　公益財団法人しまね農業振興公社、住所　松江市黒田町432番地1。賃借人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。解約届出日　令和6年10月16日、解約成立日　令和6年10月9日、土地引渡時期　令和6年11月30日。解約の理由、双方の合意による。 番号6、農地の所在　□□□□番、外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，953㎡他で11，299㎡。賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。賃借人氏名　公益財団法人しまね農業振興公社、住所　松江市黒田町432番地1。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期は番

事務局	号5に同じ。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等は行いません。 次に議案第2号、農用地の形状変更に関する届出について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	報告第2号、農用地の形状変更に関する届出について。下記の届出について受理したことをここに報告する。令和6年12月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/畑または田、現況/田。面積694㎡他で計1，357㎡。届出者氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。形状変更の理由は、2006年（平成18年）7月の大雨で◆◆◆◆川の土石流入により、田畑それぞれ1／3の面積が埋まり圃場として機能しない状態が続いていた。その後、2015年建設業者の残土処理地終了を機に畑と田を1枚の田へと形状を変更しながら農地回復を企図したもの。工事は、令和元年3月1日から令和5年3月31日までの期間に終了しています。 農用地の形状変更は、農業委員会での許可事項ではありませんので、顛末書は不要、と県農業会議に確認しています。報告は以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等は行いません。 次に議案第1号、非農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和6年12月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外2筆。地目は登記簿/畑、現況/山林。面積181㎡他で705㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。非農地の事由高齢、耕作不便のため平成元年頃から耕作を放棄した。現在山林化している。資料2に地図を載せておりますので、ご覧ください。 現地調査につきましては、12月10日に◎◎◎◎地区の農業委員、推進委員の3名で実施しました。□□□□番は背丈以上の木や笹が生えていました。◆◇◆◇番と▲△▲△番は背の高い木や竹、笹が繁殖し山林化していました。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、30番山田委員、お願いいたします。
30番	議案第1号番号1につきまして30番山田が補足説明をさせていただきます。 先ほど説明がありましたように、12月10日、大坂農業委員、白名推進委員、山田の3名、そして事務局の立ち会いの下で現地確認を行いました。いずれも雑木あるいは竹が生えておりまして、原状復帰というのは無理だろうという判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

議長	（なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和6年12月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は4，673㎡他で8，986㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。権利取得後の経営面積は102．9aです。資料3に地図を載せておりますので、ご覧ください。 この案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事すると見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、42番松島委員、お願いいたします。
42番	議案第2号番号1につきまして42番松島が補足説明をさせていただきます。 こちらの農地は、○○○○さんが以前より耕作しておられましたが、現在は△△△△さんが耕作されているということで、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次に議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年12月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は10㎡です。申請人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。転用目的、墓地。転用理由は、現在の墓地の場所

事務局	が自宅から遠く、冬季の積雪による倒木や竹の繁茂により管理が難しくなったため。除地については、県の同意を得て、令和5年8月10日に許可されています。資料4に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/田、現況/宅地。面積は304㎡です。申請人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。転用目的、農家住宅。転用理由は、結婚を機に独立して住居を構えたいところ、適地が見当たらないため申請地を譲り受け宅地にしたい。追認です。顛末書を読みます。 （以下顛末書） 除地について、除外許可の資料はあまりに古すぎて残っていませんが、分筆で同時にできた◆◆◆◆番が転用許可まで出ていたため、□□□□番も除外許可は下りていたものと思われます。資料5に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号3、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は10㎡です。申請人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。転用目的、墓地。転用理由は、現在の墓地は離れた山林の中にあり、管理が困難なので申請地に新設したい。除地については、県の同意を得て、令和6年8月28日に許可されています。資料6に地図を載せておりますので、ご覧ください。 この農地については、農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、24番佐藤委員、お願いいたします。
24番	議案第3号、番号1につきまして24番佐藤が補足説明をさせていただきます。 現在の墓は山手にあり、家からも離れていて、管理等が難しく、家の側にある畑へ移したいということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次に、番号2について、36番川西委員、補足説明をお願いします。
36番	議案第3号、番号2につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。 田から農家住宅への転用理由について、結婚を機に独立して住居を構えたいところ、適地が見当たらないため、申請地を譲り受け宅地にしたい、ということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声）

議長	承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号2について承認することに決しました。 次に、番号3について、43番原田委員、補足説明をお願いします。
43番	議案第3号、番号3につきまして43番原田が補足説明をさせていただきます。 現在の墓は山林にあるということで、自宅近くに移転するということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号3について承認することに決しました。 次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年12月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 農地中間管理機構公益財団法人しまね農業振興公社を介して行う(一括方式)農地利用集積について、利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。 受け手、○●○●　農事組合法人□■□■。 番号1、農地の所在　□□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3，234㎡他で13，964㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は9年、賃貸借です。 受け手、◎○◎○　農事組合法人▼▽▼▽。以下、番号2から番号17まで読み上げていきます。 番号2、農地の所在　□□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，237㎡他で4，035㎡です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号3、農地の所在　□□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積6，031㎡他で9，510㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号4、農地の所在　□□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積677㎡他で7，852㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。

事務局	番号5、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，251㎡他で5，783㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号6、農地の所在　□□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積4，297㎡他で5，890㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号7、農地の所在　□□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，750㎡他で7，640㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号8、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積4，254㎡他で11，744㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号9、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，063㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号10、農地の所在　□□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，234㎡他で15，979㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号11、農地の所在　□□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，285㎡他で6，310㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号12、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積4，582㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号13、農地の所在　□□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，526㎡他で6，917㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号14、農地の所在　□□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，228㎡他で4，650㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号15、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積891㎡他で2，667㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号16、農地の所在　□□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3，707㎡他で16，578㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号17、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，678㎡他で6，361㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。

事務局	以上の利用権設定により、農事組合法人▼▽▼▽の経営面積は登記簿面積で118，561㎡(1185．61a)、作付面積で90，748㎡(907．48a)になります。 受け手、株式会社□●□●。以下、番号18から番号19まで読み上げていきます。 番号18、農地の所在　□□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3，197㎡他で計6，268㎡です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は7年1カ月、賃貸借です。 番号19、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積782㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は7年1カ月、賃貸借です。 以上ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、33番新田委員、お願いいたします。
33番	議案第4号番号1につきまして33番新田が補足説明をさせていただきます。 この圃場につきましては◎◎◎◎地内にございまして、○○○○さんの親御さんが近年亡くなられまして、若い人は▼▼▼▼に出ておられるため、なかなか耕作ができないということで、農事組合法人にお願いをされました。法人□■□■はたくさんの田を作っておられますので、特に問題はないかと思っています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 次に、番号2から番号17について、受け手が同じ農事組合法人▼▽▼▽ですので、37番小池委員、補足説明をお願いします。
37番	議案第4号番号2から番号17につきまして37番小池が補足説明をさせていただきます。 今年、農事組合法人▼▽▼▽が設立され、農地を集積し効率化を図るということで、意欲的に頑張っておられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号2から番号17について質疑に入ります。 質疑ございませんか。15番立石委員。
15番	機構集積協力金についてはどうなっていますか。
事務局	協力金に関しては、今年度のところで予算化をして交付予定となっています。

議長	他にございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2から番号17について承認することに決しました。 次に、番号18から番号19について、受け手が同じ株式会社□●□●ですので、39番大塚委員、続けて補足説明をお願いします。
39番	議案第4号番号18から番号19につきまして39番大塚が補足説明をさせていただきます。 番号18について、○○○○さんは近年まで耕作しておられましたが、高齢により継続が困難な状況で、隣接した田圃を株式会社□●□●が作っておられるため、お願いしたいということで、今回の申請となっています。 番号19について、○○○○さんは近年旦那さんが亡くなっておられ、こちらも隣接した田圃を株式会社□●□●が作っておられるため、お願いしたいということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号18から番号19について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号18から番号19について承認することに決しました。 次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年12月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、□□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，978㎡他で10，675㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号2、農地の所在、□□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，885㎡他で7，219㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号3、農地の所在、□□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，526㎡他で6，192㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。

事務局	番号4、農地の所在　□□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，140㎡他で4，748㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号5、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，913㎡。これまで使用貸借で契約しておられましたが、今回から賃貸借契約にされたので新規となります。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です 番号6、農地の所在　□□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積427㎡他で2，808㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号7、農地の所在　□□□□番、外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，886㎡他で15,724㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積は1，066．7aです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号8、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，581㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号9、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，069㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号10、農地の所在　□□□□番、外 12 筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1,014㎡他で7,470㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。利用権設定後の経営面積は、74．7aです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号11、農地の所在　□□□□番、外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,427㎡他で計10,904㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。利用権設定後の経営面積は、148．4aです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号12、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積494㎡　他で1，938㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年1か月、賃貸借です。 番号13、農地の所在　□□□□、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積848㎡他で1，594㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号14、農地の所在、□□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,319㎡他で

事務局	14,726㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号15、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3，666㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号16、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，569㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号17、農地の所在　□□□□番、外7筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積6,996㎡他で計75,372㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。利用権設定後の経営面積は、3375．9a。利用目的は畑。期間は１年、賃貸借です。 番号18、農地の所在　□□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積724㎡　他で6,732㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。利用権設定後の経営面積は300．2a。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です 番号19、農地の所在　□□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，546㎡他で9,700㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号20、農地の所在　□□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,612㎡他で11,656㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することの要件を満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。 番号1について、21番森合委員、お願いいたします。
21番	議案第5号、番号1につきまして、21番森合が補足説明をさせていただきます。 こちらの件に関しましては、再設定ということで、今まで△△△△さんが適切に管理されており、今後とも問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声）

議長	承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1について承認することに決しました。 次に番号2から番号3について、受け手が同じ△△△△さんですので、14番和久利委員、補足説明をお願いします。
14番	議案第5号、番号2から番号3につきまして、14番和久利が補足説明をさせていただきます。 番号2について、場所は、◎◎◎◎団地に圃場整備してある広い農地がありますが、その一番上流に当たる部分です。△△△△さんにつきましては、■○■○をしておられ、いちばん年齢も若く、非常に意欲的にやっておられます。再設定ですので、何ら問題ないと思います。 番号3について、場所は▽■▽■地内、◎●◎●自治会の町道沿いにある農地です。こちらにつきましても再設定で、今までも△△△△さんが耕作しておられました。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号2から番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号2から番号3について承認することに決しました。 次に番号4について、24番佐藤委員、補足説明をお願いします。
24番	議案第5号、番号4につきまして、24番佐藤が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんと△△△△さんの再設定の圃場ですが、△△△△さんも若く、最近あちこち田圃を作っておられ、これから先も問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
議長	挙手全員、よって議案第5号番号4について承認することに決しました。 次に番号5から番号6について、受け手が同じ△△△△さんですので、26番賀元委員、続けて補足説明をお願いします。
26番	議案第5号、番号5から番号6につきまして、26番賀元が補足説明をさせていただきます。 番号5について、○○○○さんの農地は□●□●自治会にありまして、△△△△さんが今まで作っておられる田圃に隣接しています。別段問題ないと思います。 番号6について、再設定ということで、今までも△△△△さんが作っておられるので、別段問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号5から番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

議長	（なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号5から番号6について承認することに決しました。 次に、番号7から番号9について、出し手が同じ○○○○さんですので、15番立石委員、続けて補足説明をお願いします。
15番	議案第5号、番号7から番号9につきまして、15番立石が補足説明をさせていただきます。 こちらは、いずれも□◇□◇自治会内にある農地でございまして、受け手の△△△△さん、■■■■さん、○△○△さんともに◎◎◎◎自治会の方でございます。△△△△さんにつきましては、認定農業者ということで、頑張って耕作をしていただいておりますので、問題ないかと思います。■■■■さん、○△○△さんにつきましても、再設定ということで、今までも充分な管理をしていただいておりますので、問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号5から番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号7から番号9について承認することに決しました。 次に、番号10について、15番立石委員、補足説明をお願いします。
15番	議案第5号、番号10につきまして、15番立石が補足説明をさせていただきます。 こちらの農地は◎◎◎◎地区の▼▽▼▽自治会、国道432号線を■●■●から約3kmくらい◇◇◇◇方面へ上がったところにあります。○○○○さんと△△△△さんは同級生ということもあり、○○○○さんのお父さんが昨年お亡くなりになった後、いろいろ相談をしておられたようで、今回の契約が成立したということです。△△△△さんは経営面積はございませんが、自宅でも耕作をしておられ、頑張っておられますので問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号10について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （はいの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号10について承認することに決しました。 次に、番号11について、15番立石委員、補足説明をお願いします。
15番	議案第5号、番号11につきまして、15番立石が補足説明をさせていただきます。 こちらの農地は、◎◎◎◎地区の▲△▲△自治会にございます。以前耕作しておられた方が、今後できないということで、いろいろあたっておりましたら、隣の○□○□自治会におられる△△△△さんから返事をいただきましたので、今回の契約となっています。△△△△さんは、お勤めになっていたところを今年の春退職されまして、農業を継続してやりたいということで、意欲を持っておられます。問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて番号11について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号11について承認することに決しました。 次に、番号12について、28番藤原委員、補足説明をお願いします。
28番	議案第5号、番号12につきまして、28番藤原が補足説明をさせていただきます。 申請地は再設定で、△△△△さんが長年作っておられ、適切に管理をされているので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号12について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号12について承認することに決しました。 次に、番号13について、31番白名委員、補足説明をお願いします。
31番	議案第5号、番号13につきまして、31番白名が補足説明をさせていただきます。 ◆◆◆◆集会所の下にある圃場が申請場所になります。△△△△さんは熱心に農業をされており、充分な管理をしています。再設定でもあり、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号13について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。
議長	(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号13について承認することに決しました。 次に、番号14について、33番新田委員、補足説明をお願いします。
33番	議案第5号、番号14につきまして、33番新田が補足説明をさせていただきます。 現地は□●□●地内にございまして△△△△さんはこちらの圃場について長年適正な管理を行っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号14について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号14について承認することに決しました。 次に、番号15について、36番川西委員、補足説明をお願いします。
36番	議案第5号、番号15につきまして、36番川西が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんから△△△△さんへの田の貸し付けについては、再設定であります。△△△△さんは■△■△にお住まいですが、更新前もきちんと耕作しておられ、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号15について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号15について承認することに決しました。 次に、番号16について、39番大塚委員、補足説明をお願いします。
39番	議案第5号、番号16につきまして、39番大塚が補足説明をさせていただきます。 現地は◎◎◎◎地区◆△◆地内にございます。△△△△さんは長年に渡り耕作しておられまして、再設定ということもありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号16について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号16について承認することに決しました。 次に、番号17について、38番堀尾委員、補足説明をお願いします。
38番	議案第5号、番号17につきまして、38番堀尾が補足説明をさせていただきます。 場所は国道314号線にある◎◎◎◎から□△□△方面へ向かい、7．5km行ったところに◆○◆○があります。そちらの前を右折して約1㎞ほど行きますと開パイ事業で造成された■●■○●という畑があります。奥出雲町と奥出雲町農業公社で国の農地の再設定事業を利用し、令和7年度で行う事業です。再生された農地で農作物を作りたいという会社がすでに決まっているとも聞いております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号17について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)
議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号17について承認することに決しました。

議長	次に、番号18について、42番松島委員、補足説明をお願いします。
42番	議案第5号、番号18につきまして、42番松島が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんか△△△△さんへの賃貸借について、新規ではありますけれど、○○○○さんがご高齢になられ、以前から△△△△さんが刈り取り等されていたということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号18について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号18について承認することに決しました。 次に、番号19について、42番松島委員、補足説明をお願いします。
42番	議案第5号、番号19につきまして、42番松島が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんから△△△△さんへの再設定について、△△△△さんはきちんと管理されており何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号19について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号19について承認することに決しました。 次に、番号20について、43番原田委員、補足説明をお願いします。
43番	議案第5号、番号20につきまして、43番原田が補足説明をさせていただきます。 場所は◎◎◎◎◆○◆○地内でございまして、△△△△さんが以前からずっと耕作されています。△△△△さんは地域の重要な担い手で、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号20について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号20について承認することに決しました。 事務局、その他について何かございますでしょうか。
事務局	(事務局より事務連絡)

事務局	（事務局より事務連絡） ①農業委員会手帳と活動記録セット配布について ②活動記録簿の記入の仕方について説明 ③視察研修の報告について ④12/25 町長との意見交換会の最終案内
議長	ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。 次回の総会は1月24日（金）9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。